

議案第 21 号

三朝町副町長の定数を定める条例の設定について

次のとおり三朝町副町長の定数を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町副町長の定数を定める条例

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 161 条第 2 項の規定に基づき、副町長の定数は、1 人とする。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。